

臨時福祉給付金

子育て世帯臨時特例給付金

消費税率の引上げによる影響を緩和するための臨時的な措置として、「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。対象となる可能性がある方には申請書をお送りしていますので、忘れずに申請してください。

[問合せ] ▶ 墨田区臨時給付金ご案内専用ダイヤル ☎6667 - 6530 ▶ 厚生課臨時給付金担当 ☎5608 - 1224



対象となる方と給付額

それぞれの給付金の対象となる方と給付額は以下のとおりです。対象となる可能性がある方には、申請書を郵送でお届けしていますので、ご確認ください。なお、申請書が届かなくても、対象となる場合があります。対象となると思われるにもかかわらず、9月14日を過ぎても申請書が届かない場合は、墨田区臨時給付金ご案内専用ダイヤルまでご連絡ください。

臨時福祉給付金

以下のすべてに当てはまる方

- ①平成27年1月1日現在、墨田区に住民登録がある
- ②27年度の住民税(均等割)が課税されていない
- ③27年度の住民税が課税されている方の扶養家族になっていない
- ④生活保護制度等を利用していない

1人につき6000円

子育て世帯臨時特例給付金

以下のすべてに当てはまる方

- ①27年5月31日現在、墨田区に住民登録がある
- ②27年6月分の児童手当を受給している
 - * 27年6月分の児童手当の受給資格者を含む
- ③26年中の所得が児童手当の所得制限限度額に満たない

児童1人につき3000円

両方の要件を満たす方は、「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」どちらも受けることができます。

申請方法と申請受付期間

郵送で申請する場合

申請書に必要事項を記入し、**平成28年2月29日(必着)までに**、〒130-8640厚生課臨時給付金担当へお送りください。

窓口で申請する場合

申請書に必要事項を記入し直接、**11月27日までの平日午前8時半～午後5時に**区役所会議室21(2階)へお持ちください。

10月以降に支給されます

よくあるご質問

臨時福祉給付金に関するご質問

Q 私に住民税が課税されているかどうか、どうすればわかりますか？



A 例えば、ご自身の給与支給明細書の「住民税」の項目に課税額が記載されている場合や、ご自身の給与や年金の収入が非課税限度額(下表のとおり)以上の場合などには、原則として住民税が課税されています。

■非課税限度額の目安

給与所得者		公的年金等受給者	
区分	非課税限度額	区分	非課税限度額
単身	100万円	65歳以上 単身	155万円
夫婦	156万円	夫婦	211万円
夫婦・子1人	205万9999円	65歳未満 単身	105万円
夫婦・子2人	255万9999円	夫婦	171万3334円

子育て世帯臨時特例給付金に関するご質問

Q 最近子どもが生まれましたが、給付金の対象となりますか？



A 平成27年6月1日以降に生まれた方は対象とはなりません。

Q 公務員ですが、子育て世帯臨時特例給付金の申請はどうすればいいですか？



A ご自身の職場で申請書を受け取り、お住まいの区市町村へ郵送または直接申請してください。

両給付金に関するご質問

Q 給付金は毎月支給されるのですか？



A 毎月には支給されません。1人につき1回のみ給付されます。

Q 「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」両方の申請書が届きましたが、どうすればよいですか？



A 両方の対象となる可能性があります。申請は別々となります。対象要件をご確認のうえ、それぞれ申請してください。

Q 引っ越しをした場合、給付金は転居前と転居後のどちらの自治体から受け取るのですか？



A 今回の2つの給付金は、基準日時点で住民登録がある区市町村から支給されます。具体的な申請期間や手続きについては、基準日時点でお住まいの区市町村にお問い合わせください。

- 臨時福祉給付金の基準日
平成27年1月1日
- 子育て世帯臨時特例給付金の基準日
平成27年5月31日

給付金詐欺にご注意ください

「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」の申請を装った振り込め詐欺が発生しています。区や国が、

- ▶ATMの操作をお願いする
- ▶手数料などの振り込みを求める

というようなお願いをすることは**絶対にありません**ので、ご注意ください。不審な電話がかかってきた場合は、すぐに墨田区臨時給付金ご案内専用ダイヤルまたは警察にご連絡ください。



[問合せ] 墨田区臨時給付金ご案内専用ダイヤル ☎6667 - 6530

* 平日の午前8時半～午後5時